

## 42 大規模災害時における施設使用に関する支援協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と(株)庄交コーポレーション（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が鶴岡市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、観光客や帰宅困難者等が避難場所として施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が、乙の所有する施設を避難場所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力の避難場所として位置づけ、市民に周知する。

（避難場所として使用できる施設）

第3条 甲が避難場所として使用できる施設は、乙の所有する施設のうち次の表に掲げるものとし、乙は使用できる施設の範囲をあらかじめ定めることとする。ただし、状況に応じて、乙はあらかじめ指定した避難場所の範囲を甲と協議の上、変更することができる。

施設名	所在地
東京第一ホテル鶴岡	鶴岡市錦町2番10号
S-MALL	鶴岡市錦町2番21号

2 当該施設の使用料は無料とする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、乙が承諾した場所を避難場所として開設するよう要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難場所として施設を開放する場合は、その旨を甲に連絡する。

（避難者の誘導）

第5条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（避難場所の管理）

第6条 避難場所の管理運営は、甲乙協議しながら協力して行うものとする。

（費用負担）

第7条 当該施設を避難場所として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設を滅失し、又は毀損したときは、甲はその損害を賠償し

なければならない。また、避難者が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失し、又は毀損したときも同様とする。

(開設期間)

第8条 避難場所の開設期間は、避難勧告等の解除又は安全の確保ができるまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、甲乙協議の上、その期間を延長できるものとする。

(避難場所の閉設)

第9条 甲は、避難場所としての使用を終了する際は、甲乙確認の上閉設するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月22日

甲 鶴岡市長

乙 (株) 庄交コーポレーション 代表取締役社長